届　　　　出　　　　　書

 　公職選挙法第１９７条の２第２項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

　 　令和５年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※　　選挙区福島県議会議員一般選挙候補者

　　福島県選挙管理委員会委員長　遠藤俊博　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 住　　　　　　　所 | 年　齢 | 性　別 | 使用する者の別 | 使　用　す　る　期　間 | 備 考 |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |

　備考　１　「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第１４１条第１項の規定

 により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と、専ら手話

 通訳に使用する者にあっては「手話通訳者」と、専ら要約筆記に使用する者にあっては「要約筆記者」と記載するものとする。

　　　　２　既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を備考欄に記載

 するものとする。

３　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出

及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

（つづき用紙）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　氏　　　名 | 　住　　　　　　　所 | 年　齢 | 性　別 | 使用する者の別 | 使　用　す　る　期　間 | 備 考 |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　 月 　日～　 月 　日 |  |

　備考　１　「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第１４１条第１項の規定

 により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と、専ら手話

 通訳に使用する者にあっては「手話通訳者」と、専ら要約筆記に使用する者にあっては「要約筆記者」と記載するものとする。

　　　　２　既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を備考欄に記載

 するものとする。

３　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出

及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。